

## エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（略称：省エネ法）

（昭和 54 年法律第 49 号）（令和 4 年法律第 68 号による改正）（令和 7 年 6 月 1 日施行）

e-Gov（法）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=354AC0000000049\\_20250601\\_504AC0000000068](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=354AC0000000049_20250601_504AC0000000068)

e-Gov（施行令）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=354C00000000267\\_20230401\\_505C00000000068](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=354C00000000267_20230401_505C00000000068)（令和 5 年政令第 68 号による改正）

e-Gov（施行規則）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=354M50000400074\\_20230401\\_505M60000400011](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=354M50000400074_20230401_505M60000400011)（令和 5 年経済産業省令第 11 号による改正）

経済産業省 資源エネルギー庁 HP：[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/index.html#enterprise-section](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html#enterprise-section)

この法律は、工場等、輸送、建築物及び機械器具等に対して、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を促す法律です。印刷産業は「**工場等を設置している者**」および「**荷主**」として適用を受けます。法人としてエネルギー使用量が原油換算で年間 1,500 キロリットル以上となると「**特定事業者**」として規制対象となり、統括者や管理士・企画員等の選任、中長期計画書・報告書の提出の義務が発生します。一方、年間の輸送量が 3,000 万トンキロとなると、「**特定荷主**」として規制対象となります。

条項	条文	種類
第 1 条	<p>（目的）</p> <p>この法律は、我が国で使用されるエネルギーの相当部分を化石燃料が占めていること、非化石エネルギーの利用の必要性が増大していることその他の内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じたエネルギーの有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する所要の措置、電気の需要の最適化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	目的
第 7 条第 1 項 特定事業者指定	<p>（特定事業者の指定）</p> <p>経済産業大臣は、<b>工場等を設置している者</b>（連鎖化事業者（第 19 条第 1 項に規定する連鎖化事業者をいう。第 4 項第 3 号において同じ。）、認定管理統括事業者（第 31 条第 2 項に規定する認定管理統括事業者をいう。第 6 項において同じ。）及び管理関係事業者（第 31 条第 2 項第 2 号に規定する管理関係事業者をいう。第 6 項において同じ。）を除く。第 3 項において同じ。）のうち、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量が政令<sup>解釈上の注釈 1</sup>で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化又は非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者として指定するものとする。</p> <p>（解釈上の注釈 1）施行令第 2 条第 1 項。原油換算エネルギー使用量が 1,500 キロリットルと規定。</p>	権限付与 （経済産業大臣）
第 7 条第 2 項 使用量の定義	<p>前項のエネルギーの年度の使用量は、政令<sup>解釈上の注釈 2</sup>で定めるところにより算定する。</p> <p>（解釈上の注釈 2）施行令第 2 条第 2 項。エネルギーの年度の使用量は、熱及び電気の量を原油の数量に換算した量の合算したである量「原油換算エネルギー使用量」と規定。以下の資源エネルギー庁が公開している「エネルギー消費量（原油換算値）簡易計算表」で算定できる。</p> <p><a href="https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.enecho.meti.go.jp%2Fcategory%2Fsaving_and_new%2Fsaving%2Fenterprise%2Ffactory%2Fprocedure%2Ffile%2Fkeison_tool.xlsx&amp;wdOrigin=BROWSELINK">https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.enecho.meti.go.jp%2Fcategory%2Fsaving_and_new%2Fsaving%2Fenterprise%2Ffactory%2Fprocedure%2Ffile%2Fkeison_tool.xlsx&amp;wdOrigin=BROWSELINK</a></p>	その他
第 7 条第 3 項 特定事業者となる届出	<p><b>工場等を設置している者は、その設置している全ての工場等の前年度における前項の政令<sup>解釈上の注釈 3</sup>で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が第一項の政令<sup>解釈上の注釈 4</sup>で定める数値以上であるときは、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 5</sup>で定めるところにより、その設置している全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 6</sup>で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された者（以下「特定事業者」という。）については、この限りでない。</b></p>	義務 （50 万円以下の罰金）

	<p>(解釈上の注釈 3) 施行令第 2 条第 2 項。「原油換算エネルギー使用量」。解釈上の注釈 2 参照。  (解釈上の注釈 4) 施行令第 2 条第 1 項。原油換算エネルギー使用量 1,500 キロリットル。  (解釈上の注釈 5) 施行規則第 5 条。毎年度 5 月末日までに様式第 1 による届出書一通を提出と規定。  (解釈上の注釈 6) 施行規則第 6 条。全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量(ただし、1,500 キロリットル以上とならないときはその理由と前年度のエネルギー使用量)とそれぞれの工場等(1,500 キロリットル以上のみ)の前年度におけるエネルギーの使用量(ただし、1,500 キロリットル以上とならないときはその理由と前年度のエネルギー使用量)と規定。</p>	
<p>第 7 条第 4 項  特定事業者  取消届出</p>	<p><b>特定事業者</b>は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 7</sup>で定めるところにより、経済産業大臣に、第 1 項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。</p> <p>一 その設置している全ての工場等につき事業の全部を行わなくなつたとき。</p> <p>二 その設置している全ての工場等における第 2 項の政令<sup>解釈上の注釈 8</sup>で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量について第 1 項の政令<sup>解釈上の注釈 9</sup>で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。</p> <p>三 連鎖化事業者となつたとき。</p> <p>(解釈上の注釈 7) 施行規則第 7 条。様式第 2 による申出書 1 通を提出と規定。  (解釈上の注釈 8) 施行令第 2 条第 2 項。「原油換算エネルギー使用量」。解釈上の注釈 2 参照。  (解釈上の注釈 9) 施行令第 2 条第 1 項。原油換算エネルギー使用量が 1,500 キロリットルと規定。</p>	<p>権利付与  (特定事業者)</p>
<p>第 8 条第 1 項  特定事業者  エネルギー管理統括者  選任</p>	<p>(エネルギー管理統括者)</p> <p><b>特定事業者</b>は、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 10</sup>で定めるところにより、第 15 条第 1 項又は第 2 項の中長期的な計画の作成事務並びにその設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令<sup>解釈上の注釈 11</sup>で定める業務を統括管理する者(以下この条及び次条第 1 項において「エネルギー管理統括者」という。)を選任しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 10) 施行規則第 8 条第 1 項。以下を規定。</p> <p>一 エネルギー管理統括者を選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任すること。</p> <p>二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。</p> <p>ただし、第 2 項で、同条第 5 項に基づく理由と説明書を添えて施行規則様式第 3 を提出し、経済産業大臣の承認を得られれば、「エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる」と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 11) 施行規則第 10 条。引用省略。「印刷産業のための環境関連法規集(2022 年版)」p118 表Ⅱ-3-6 参照。</p>	<p>義務  (100 万円以下の罰金)</p>
<p>第 8 条第 2 項</p>	<p>エネルギー管理統括者は、特定事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。</p>	<p>義務  (罰則無し)</p>
<p>第 8 条第 3 項  特定事業者  エネルギー管理統括者  届出</p>	<p><b>特定事業者</b>は、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 12</sup>で定めるところにより、エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 12) 施行規則第 12 条。エネルギー管理統括者の選任又は解任があつた日後の最初の 7 月末日までに、施行規則様式第 4 による届出書 1 通を提出と規定。</p>	<p>義務  (20 万円以下の過料)</p>
<p>第 9 条第 1 項  特定事業者  エネルギー管理企画推進者  選任</p>	<p>(エネルギー管理企画推進者)</p> <p><b>特定事業者</b>は、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 13</sup>で定めるところにより、次に掲げる者のうちから、前条第 1 項に規定する業務(第 15 条第 2 項の中長期的な計画の作成事務を除く。)に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者(以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。)を選</p>	<p>義務  (100 万円以下の罰金)</p>

	<p>任しなければならない。</p> <p>一 経済産業大臣又はその指定する者（以下「指定講習機関」という。）が経済産業省令<sup>解釈上の注釈 14</sup> で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者</p> <p>二 エネルギー管理士免状（第 55 条に規定するエネルギー管理士免状をいう。以下この節において同じ。）の交付を受けている者（解釈上の注釈 13）施行規則第 13 条第 1 項。以下を規定。</p> <p>一 エネルギー管理企画推進者を選任すべき事由が生じた日から 6 月以内に選任すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に選任することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に選任すること。</p> <p>二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。</p> <p>ただし、第 2 項で、同条第 5 項に基づく理由と説明書を添えて施行規則様式第 3 を提出し、経済産業大臣の承認を得られれば、「エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる」と規定。</p> <p>（解釈上の注釈 14）施行規則に対応する条項はない。例えば、「エネルギー管理講習に関する規則（平成 11 年通商産業省令第 48 号）」と解釈。</p>	
<p>第 9 条第 2 項</p> <p>特定事業者 エネルギー管理企画推進者 講習受講</p>	<p><b>特定事業者は、前項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 15</sup> で定める期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令<sup>解釈上の注釈 16</sup> で定めるところにより行うエネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。</b></p> <p>（解釈上の注釈 15）施行規則第 14 条。原則として 3 年と規定。解釈は、省エネルギーセンター「資質向上講習の関連条文について」 <a href="https://www.eccj.or.jp/mgrl/lctr/pdf/lctr-a_law.pdf">https://www.eccj.or.jp/mgrl/lctr/pdf/lctr-a_law.pdf</a> 参照。</p> <p>（解釈上の注釈 16）施行規則に対応する条項はない。例えば、「エネルギー管理講習に関する規則（平成 11 年通商産業省令第 48 号）」と解釈。</p>	<p>義務 （罰則無し）</p>
<p>第 9 条第 3 項</p> <p>特定事業者 エネルギー管理企画推進者 届出</p>	<p><b>特定事業者は、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 17</sup> で定めるところにより、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。</b></p> <p>（解釈上の注釈 17）施行規則第 15 条。選任又は解任があつた日後の最初の 7 月末日までに、様式第 1 による届出書 1 通を提出と規定。</p>	<p>義務 （20 万円以下の過料）</p>
<p>第 10 条第 1 項</p> <p>第一種エネ管指定工場 指定</p>	<p><b>（第一種エネルギー管理指定工場等の指定等）</b></p> <p>経済産業大臣は、特定事業者が設置している工場等のうち、第 7 条第 2 項の政令<sup>解釈上の注釈 18</sup> で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が政令<sup>解釈上の注釈 19</sup> で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。</p> <p>（解釈上の注釈 18）施行令第 2 条第 2 項。「原油換算エネルギー使用量」。解釈上の注釈 2 参照。</p> <p>（解釈上の注釈 19）施行令第 3 条。原油換算エネルギー使用量の数値で 3,000 キロリットルと規定。</p>	<p>その他</p>
<p>第 10 条第 2 項</p> <p>第一種特定事業者 第一種エネ管指定工場 指定取消申出</p>	<p><b>特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等（次条第 1 項及び第 13 条第 1 項において「第一種エネルギー管理指定工場等」という。）を設置している者（次条及び第 12 条第 1 項において「第一種特定事業者」という。）は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 20</sup> で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。</b></p> <p>一 事業を行わなくなつたとき。</p> <p>二 第 7 条第 2 項の政令<sup>解釈上の注釈 21</sup> で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について前項の政令<sup>解釈上の注釈 22</sup> で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。</p> <p>（解釈上の注釈 20）施行規則第 16 条。施行規則様式第 5 による申出書 1 通を提出と規定。</p>	<p>権利付与 （第一種特定事業者）</p>

	(解釈上の注釈 21) 施行令第 2 条第 2 項。「原油換算エネルギー使用量」。解釈上の注釈 2 参照。 (解釈上の注釈 22) 施行令第 3 条。原油換算エネルギー使用量の数値で 3,000 キロリットルと規定。	
第 11 条第 1 項 第一種特定事業者 第一種エネ管指定工場 エネルギー管理者 選任	<p><b>第一種特定事業者</b>は、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 23</sup>で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工場等ごとに、政令<sup>解釈上の注釈 24</sup>で定める基準に従つて、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令<sup>解釈上の注釈 25</sup>で定める業務を管理する者(次項において「<b>エネルギー管理者</b>」という。)を選任しなければならない。ただし、第一種エネルギー管理指定工場等のうち次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>一 第一種エネルギー管理指定工場等のうち製造業その他の政令<sup>解釈上の注釈 26</sup>で定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するものうち政令<sup>解釈上の注釈 27</sup>で定めるもの</p> <p>二 第一種エネルギー管理指定工場等のうち前号に規定する業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等</p> <p>(解釈上の注釈 23) 施行規則第 17 条。以下を規定。</p> <p>一 エネルギー管理者を選任すべき事由が生じた日から 6 月以内に選任すること。</p> <p>二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること</p> <p>ただし、第 2 項で、同条第 6 項に基づく理由と説明書を添えて施行規則様式第 6 を提出し、経済産業大臣の承認を得られれば、「エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる」と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 24) 施行令第 4 条。原油換算エネルギー使用量に応じて選任すべきエネルギー管理者の人数が異なる。「印刷産業のための環境関連法規集(2022 年版)」p119 表Ⅱ-3-7 参照。</p> <p>(解釈上の注釈 25) 施行規則第 18 条。以下を規定。</p> <p>一 第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること</p> <p>二 第 36 条の報告書に係る書類の作成及び法第 166 条第 3 項の報告に係る書類の作成</p> <p>(注) 第 36 条の報告書: 定期報告書、法第 166 条第 3 項の報告: 命令に伴う報告</p> <p>「印刷産業のための環境関連法規集(2022 年版)」p118 表Ⅱ-3-6 に参照。</p> <p>(解釈上の注釈 26) 施行規則第 5 条第 1 項。「一 製造業(物品の加工修理業を含む。)、二 鉱業、三 電気供給業、四 ガス供給業、五 熱供給業」と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 27) 施行規則第 5 条第 2 項。「事務所の用途に供する工場等」</p>	義務 (100 万円以下の罰金)
第 11 条第 2 項 第一種特定事業者 第一種エネ管指定工場 エネルギー管理者 届出	<p><b>第一種特定事業者</b>は、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 28</sup>で定めるところにより、エネルギー管理者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 28) 施行規則第 22 条。選任又は解任があつた日後の最初の 7 月末日までに、様式第 7 による届出書 1 通を提出と規定。</p>	義務 (20 万円以下の過料)
第 12 条第 1 項 第一種指定事業者 第一種エネ管指定工場 エネルギー管理員 選任	<p><b>第一種指定事業者</b>のうち前条第 1 項各号に掲げる工場等を設置している者(以下この条において「<b>第一種指定事業者</b>」という。)は、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 29</sup>で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第 9 条第 1 項各号に掲げる者のうちから、前条第 1 項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令<sup>解釈上の注釈 30</sup>で定める業務を管理する者(以下この条において「<b>エネルギー管理員</b>」という。)を選任しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 29) 施行規則第 23 条。以下を規定。</p>	義務 (100 万円以下の罰金)

	<p>一 エネルギー管理員を選任すべき事由が生じた日から 6 月以内に選任すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に選任することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に選任すること。</p> <p>二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。</p> <p>ただし、第 2 項で、同条第 10 項に基づく理由と説明書を添えて施行規則様式第 6 を提出し、経済産業大臣の承認を得られれば、「エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる」と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 30) 施行規則第 24 条。以下を規定。また、「印刷産業のための環境関連法規集(2022 年版)」p118 表Ⅱ-3-6 を参照。</p> <p>一 第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること</p> <p>二 第 36 条の報告書に係る書類の作成及び法第 166 条第 3 項の報告に係る書類の作成</p> <p>(注) 第 36 条の報告書: 定期報告書、法第 166 条第 3 項の報告: 命令に伴う報告</p>	
<p>第 12 条第 2 項</p> <p>第一種指定事業者 第一種エネ管指定工場 エネルギー管理員 講習受講</p>	<p><b>第一種指定事業者は、第 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 31</sup>で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令<sup>解釈上の注釈 32</sup>で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。</b></p> <p>(解釈上の注釈 31) 施行規則第 32 条。原則として 3 年と規定。解釈は、省エネルギーセンター「資質向上講習の関連条文について」 <a href="https://www.eccj.or.jp/mgrl/lctr/pdf/lctr-a_law.pdf">https://www.eccj.or.jp/mgrl/lctr/pdf/lctr-a_law.pdf</a> 参照。</p> <p>(解釈上の注釈 32) 解釈上の注釈 16 と同じで、施行規則に対応する条項はない。例えば、「エネルギー管理講習に関する規則(平成 11 年通商産業省令第 48 号)」と解釈。</p>	<p>義務 (罰則なし)</p>
<p>第 12 条第 3 項</p> <p>第一種指定事業者 第一種エネ管指定工場 エネルギー管理員 届出</p>	<p><b>第一種指定事業者は、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 33</sup>で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。</b></p> <p>(解釈上の注釈 33) 施行規則第 33 条。選任又は解任があつた日後の最初の 7 月末日までに、様式第 7 による届出書 1 通を提出と規定。</p>	<p>義務 (20 万円以下の過料)</p>
<p>第 13 条第 1 項</p> <p>第二種エネ管指定工場 指定</p>	<p>(第二種エネルギー管理指定工場等の指定等)</p> <p>経済産業大臣は、特定事業者が設置している工場等のうち第一種エネルギー管理指定工場等以外の工場等であつて第 7 条第 2 項の政令<sup>解釈上の注釈 34</sup>で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が同条第一項の政令<sup>解釈上の注釈 35</sup>で定める数値を下回らない数値であつて政令<sup>解釈上の注釈 36</sup>で定めるもの以上であるものを第一種エネルギー管理指定工場等に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。</p> <p>(解釈上の注釈 34) 施行令第 2 条第 2 項。「原油換算エネルギー使用量」。解釈上の注釈 2 参照。</p> <p>(解釈上の注釈 35) 施行令第 2 条第 1 項。原油換算エネルギー使用量が 1,500 キロリットルと規定。</p> <p>(解釈上の注釈 36) 施行規則第 6 条。原油換算エネルギー使用量の数値で 1,500 キロリットルと規定。</p>	<p>その他</p>
<p>第 13 条第 2 項</p> <p>第二種特定事業者 第二種エネ管指定工場 指定取消申出</p>	<p><b>特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等(第 4 項及び次条第 1 項において「第二種エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(同条において「第二種特定事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 37</sup>で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。</b></p> <p>一 事業を行わなくなつたとき。</p> <p>二 第 7 条第 2 項の政令<sup>解釈上の注釈 38</sup>で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について前項の政令<sup>解釈上の注釈 39</sup>で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。</p>	<p>権利付与 (第二種特定事業者)</p>

	(解釈上の注釈 37) 施行規則第 34 条。施行規則様式第 5 による申出書 1 通を提出と規定。 (解釈上の注釈 38) 施行令第 2 条第 2 項。「原油換算エネルギー使用量」。解釈上の注釈 2 参照。 (解釈上の注釈 39) 施行規則第 6 条を受ける。原油換算エネルギー使用量の数値で 1,500 キロリットルと規定。	
第 14 条第 1 項 第二種特定事業者 第二種エネ管指定工場 エネルギー管理員 選任	<b>第二種特定事業者は、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 40</sup>で定めるところにより、その設置している第二種エネルギー管理指定工場等ごとに、第 9 条第 1 項各号に掲げる者のうちから、第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令<sup>解釈上の注釈 41</sup>で定める業務を管理する者(以下この条において「エネルギー管理員」という。)を選任しなければならない。</b> (解釈上の注釈 40) 施行規則第 23 条。以下を規定。 一 エネルギー管理員を選任すべき事由が生じた日から 6 月以内に選任すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に選任することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に選任すること。 二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。 ただし、第 2 項で、施行規則第 23 条第 10 項に基づいて、理由と説明書を添えて施行規則様式第 6 を提出し、経済産業大臣の承認を得られれば、「エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる」と規定。 (解釈上の注釈 41) 施行規則第 25 条。以下を規定。また、「印刷産業のための環境関連法規集(2022 年版)」p118 表Ⅱ-3-6 を参照。 一 第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること 二 第 36 条の報告書に係る書類の作成及び法第 166 条第 3 項の報告に係る書類の作成 (注) 第 36 条の報告書:定期報告書、法第 166 条第 3 項の報告:命令に伴う報告	義務 (100 万円以下の罰金)
第 14 条第 2 項 第二種特定事業者 第二種エネ管指定工場 エネルギー管理員 講習受講	<b>第二種特定事業者は、第 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 42</sup>で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令<sup>解釈上の注釈 43</sup>で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。</b> (解釈上の注釈 42) 施行規則第 32 条。原則として 3 年と規定。解釈は、省エネルギーセンター「資質向上講習の関連条文について」 <a href="https://www.eccj.or.jp/mgrl/lctr/pdf/lctr-a_law.pdf">https://www.eccj.or.jp/mgrl/lctr/pdf/lctr-a_law.pdf</a> 参照。 (解釈上の注釈 43) 解釈上の注釈 16 と同じで、施行規則に対応する条項はない。例えば、「エネルギー管理講習に関する規則(平成 11 年通商産業省令第 48 号)」と解釈。	義務 (罰則なし)
第 14 条第 3 項 第二種特定事業者 第二種エネ管指定工場 エネルギー管理員 届出	<b>第二種特定事業者は、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 44</sup>で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。</b> (解釈上の注釈 44) 施行規則第 33 条。選任又は解任があつた日後の最初の 7 月末日までに、様式第 7 による届出書 1 通を提出と規定。	義務 (20 万円以下の過料)
第 15 条第 1 項 特定事業者 中長期計画 提出	(中長期的な計画の作成) <b>特定事業者は、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 45</sup>で定めるところにより、定期に、その設置している工場等について第 5 条第 1 項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。</b> (解釈上の注釈 45) 施行規則第 35 条第 1 項。毎年度 7 月末日までに、施行規則様式第 8 による計画書 1 通により行わなければならないと規定。	義務 (50 万円以下の罰金)
第 15 条第 2 項	<b>特定事業者(その設置している全ての工場等における第 7 条第 2 項の政令<sup>解釈上の注釈 46</sup>で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量から他の者に供給された熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第 1 項の政令<sup>解釈上</sup></b>	義務 (50 万円以下)

<p>項 特定事業者 工場の中長期計画 提出</p>	<p>の注釈 47 で定める数値未満である者を除く。)は、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 48</sup>で定めるところにより、定期に、その設置している工場等について第 5 条第 2 項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換(他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。)の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 46) 施行令第 2 条第 2 項。「原油換算エネルギー使用量」。解釈上の注釈 2 参照。 (解釈上の注釈 47) 施行令第 2 条第 1 項。原油換算エネルギー使用量 1,500 キロリットル。 (解釈上の注釈 48) 施行規則第 35 条第 1 項。毎年度 7 月末日までに、施行規則様式第 8 による計画書 1 通により行わなければならないと規定。</p>	<p>の罰金)</p>
<p>第 16 条第 1 項 特定事業者 定期報告 提出</p>	<p>(定期の報告) <b>特定事業者は、</b>毎年度、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 49</sup>で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 50</sup>で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 49) 施行規則第 36 条。毎年度 7 月末日までに、様式第九による報告書 1 通を提出と規定。 (解釈上の注釈 50) 施行規則第 37 条。引用省略。</p>	<p>義務 (50 万円以下 の罰金)</p>
<p>第 84 条第 1 項</p>	<p>(登録調査機関の調査を受けた場合の特例) <b>特定事業者は、</b>経済産業省令<sup>解釈上の注釈 51</sup>で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、経済産業大臣の登録を受けた者(以下「登録調査機関」という。)が行う調査(以下「確認調査」という。)を受けすることができる。ただし、第 17 条第 1 項<sup>解釈上の注釈 52</sup>の規定による指示を受けた特定事業者は、当該指示を受けた日から 3 年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けられない。</p> <p>(解釈上の注釈 51) 施行規則第 54 条。登録調査機関の定めるところにより確認調査申請書を当該登録調査機関に提出と規定。「登録調査機関」については、資源エネルギー庁 HP (<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004/">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004/</a>) を参照。 (解釈上の注釈 52) 法第 17 条第 1 項は、主務大臣がエネルギーの使用の合理化の状況が不十分と認め、特定事業者に対して合理化計画の作成を指示できるとする条項。</p>	<p>権利付与 (特定事業者)</p>
<p>第 109 条 第 1 項 荷主の定義</p>	<p>(荷主の定義) この款において「<b>荷主</b>」とは、次に掲げる者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 自らの事業(貨物の輸送の事業を除く。次号において同じ。)に関して貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者(当該者が継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送の全てについてその輸送の方法等が同号に掲げる者により実質的に決定されている場合を除く。)</li> <li>二 自らの事業に関して他の事業者が継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送について当該他の事業者との契約その他の取決めにより当該貨物の輸送の方法等を実質的に決定している者として経済産業省令<sup>解釈上の注釈 53</sup>で定める要件に該当する者</li> </ul> <p>(解釈上の注釈 53) 施行規則第 73 条。以下を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 貨物を受け取る者にあつては、貨物の受取を行う日時及び場所並びに貨物の輸送方法を決定していること。</li> <li>二 貨物を引き渡す者にあつては、貨物の引渡しを行う日時及び場所並びに貨物の輸送方法を決定していること。</li> </ul>	<p>定義</p>
<p>第 109 条 第 2 項 準荷主の努力義務</p>	<p><b>準荷主は、</b>基本方針<sup>解釈上の注釈 54</sup>の定めるところに留意して、荷主が実施する前項第 1 号及び第 2 号に掲げる措置によるエネルギーの使用の合理化に資するよう、次項に規定する指示を適切に行うよう努めなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 54) 法第 3 条で定めたもの。<a href="https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230317004/20230317004-1.pdf">https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230317004/20230317004-1.pdf</a></p>	<p>責務規定</p>

<p>第 109 条 第 3 項 準荷主の定義</p>	<p>前項の「準荷主」とは、自らの事業（貨物の輸送の事業を除く。）に関して、貨物輸送事業者が輸送する貨物を継続して受け取り、又は引き渡す者（荷主を除く。）であつて、当該貨物の受取又は引渡しを行う日時その他の経済産業省令<sup>解釈上の注釈 55</sup>で定める事項についての指示を行うことができるものをいう。</p> <p>（解釈上の注釈 55）施行規則第 74 条。以下を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 貨物を受け取る者にあつては、貨物の受取を行う日時及び場所</li> <li>二 貨物を引き渡す者にあつては、貨物の引渡しを行う日時及び場所</li> </ul>	<p>定義</p>
<p>第 113 条 第 1 項 特定荷主の指定</p>	<p>（特定荷主の指定）</p> <p>経済産業大臣は、荷主（認定管理統括荷主（第 117 条第 2 項に規定する認定管理統括荷主をいう。第 5 項において同じ。）及び管理関係荷主（同条第 2 項第 2 号に規定する管理関係荷主をいう。第 5 項において同じ。）を除く。次項において同じ。）であつて、政令<sup>解釈上の注釈 56</sup>で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が政令<sup>解釈上の注釈 57</sup>で定める量以上であるものを、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者として指定するものとする。</p> <p>（解釈上の注釈 56）施行令第 12 条第 1 項。「当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量」と規定。前段部分の引用省略。</p> <p>（解釈上の注釈 57）施行令第 12 条第 2 項。3,000 万トンキロと規定。</p>	<p>その他</p>
<p>第 113 条 第 2 項 特定荷主届出</p>	<p>荷主は、前年度における前項の政令<sup>解釈上の注釈 58</sup>で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が同項の政令<sup>解釈上の注釈 59</sup>で定める量以上であるときは、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 60</sup>で定めるところにより、その輸送量に関し、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 61</sup>で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された荷主（以下「特定荷主」という。）については、この限りでない。</p> <p>（解釈上の注釈 58）施行令第 12 条第 1 項。「当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量」と規定。この項の前段部分は引用省略。</p> <p>（解釈上の注釈 59）施行令第 12 条第 2 項。3,000 万トンキロと規定。</p> <p>（解釈上の注釈 60）施行規則第 75 条。毎年度 4 月末日までに、様式第 27 による届出書 1 通を提出と規定。</p> <p>（解釈上の注釈 61）施行規則第 76 条。前年度の貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（次年度以降における当該貨物の輸送量が 3,000 万トンキロ以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度の当該貨物の輸送量）と規定。</p>	<p>義務 （50 万円以下の罰金）</p>
<p>第 113 条 第 3 項 特定荷主指定取消申出</p>	<p>特定荷主は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 62</sup>で定めるところにより、経済産業大臣に、第 1 項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第 109 条各号のいずれにも該当しなくなつたとき。</li> <li>二 第 1 項の政令<sup>解釈上の注釈 63</sup>で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量について同項の政令<sup>解釈上の注釈 64</sup>で定める量以上となる見込みがなくなつたとき。</li> </ul> <p>（解釈上の注釈 62）施行規則第 77 条。施行規則様式第 28 による申出書 1 通を提出と規定。</p> <p>（解釈上の注釈 63）施行令第 12 条第 1 項。「当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量」と規定。前段部分の引用省略。</p> <p>（解釈上の注釈 64）施行令第 12 条第 2 項。3,000 万トンキロと規定。</p>	<p>権利付与 （特定荷主）</p>
<p>第 114 条 第 1 項 特定荷主 中長期計画提出</p>	<p>（中長期的な計画の作成）</p> <p>特定荷主は、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 65</sup>で定めるところにより、定期に、第 111 条第 1 項<sup>解釈上の注釈 66</sup>に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための</p>	<p>義務 （50 万円以下の罰金）</p>

エネルギー使用合理化	<p>中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 65) 施行規則第 78 条第 1 項。毎年度 6 月末日までに、施行規則様式第 29 による計画書 1 通により行わなければならないと規定。この施行規則第 78 条第 2 項に免除規定がある。</p> <p>(解釈上の注釈 66) エネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、経済産業大臣及び国土交通大臣が荷主の判断の基準となるべき事項を定め公表することを規定。</p>	
<p>第 114 条 第 2 項</p> <p>特定荷主 中長期計画提出 非化石エネルギー転換</p>	<p><b>特定荷主は、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 67</sup> で定めるところにより、定期的に、第 111 条第 2 項<sup>解釈上の注釈 68</sup> に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。</b></p> <p>(解釈上の注釈 67) 施行規則第 78 条第 1 項。毎年度 6 月末日までに、施行規則様式第 29 による計画書 1 通により行わなければならないと規定。この施行規則第 78 条第 3 項に免除規定がある。</p> <p>(解釈上の注釈 68) 非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、経済産業大臣及び国土交通大臣が荷主の判断の基準となるべき事項を定め公表することを規定。</p>	<p>義務 (50 万円以下の罰金)</p>
<p>第 115 条 第 1 項</p> <p>特定荷主 定期報告 提出</p>	<p>(定期の報告)</p> <p><b>特定荷主は、毎年度、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 69</sup> で定めるところにより、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況(当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。 )及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、経済産業省令<sup>解釈上の注釈 670</sup> で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。</b></p> <p>(解釈上の注釈 69) 施行規則第 79 条。毎年度 6 月末日までに、施行規則様式第 30 による報告書 1 通を提出と規定。</p> <p>(解釈上の注釈 70) 施行規則第 80 条。引用書略。</p>	<p>義務 (50 万円以下の罰金)</p>